

改正寮費減額細則

2014年（平成26年）1月1日施行

【長期不在者】

対象となる者＝留学等により、連続して3カ月以上不在となる寮生

免除額＝不在期間中であって、月初から月末まで不在だった月は、1カ月につき寮費の3分の2を免除する。また、不在期間の始期、終期の月については、在寮期間が15日以内であれば、不在月として扱い、在寮期間15日超の場合は、減免なしとする。

（具体例）

①5月7日から8月10日まで留学した場合

5、6、7月の3カ月につき、寮費の3分の2（現在の寮費を当てはめると月額2万円、合計6万円）を免除。8月は在寮期間が21日となるため減免なし。

②5月7日から8月5日まで不在だった場合

不在期間が3カ月に満たないため、全期間対象外

【入退寮時の特例措置】

入寮期間満了により3月に退寮する者は、3月25日までに退寮することとし、同月分の寮費は3分の2に減額する。また、3月15日以前に退寮した場合、同月分の寮費は免除する。

それ以外の中途退寮者及び新入寮者については、入退寮月の在寮期間が15日以内の場合は当月の寮費を免除。15日を超える場合は1カ月分を徴収する。

以上